

大牟田市文化芸術振興審議会について

1 大牟田市文化芸術振興審議会

本市では平成25年度に大牟田市文化芸術振興審議会を設置し、平成26年度に文化芸術の振興について中長期的な文化芸術の振興施策を定める「文化芸術振興プラン」を策定しました。その後、令和2年度から令和5年度までを計画期間とする第2期文化芸術振興プランを策定し、様々な事業に取り組んで参りました。令和5年度には第2期プランの改訂作業を実施し、令和6年度から令和10年度までを計画期間とする第3期文化芸術振興プランを策定しました。

今年度の審議会では、第3期プランの2年目にあたる令和7年度の実績の検証と令和8年度の具体的な取組みに関する審議を行うとともに、本市の文化芸術の振興に関する意見交換を行います。

2 審議会の設置根拠

大牟田市文化芸術振興審議会は「大牟田市附属機関設置条例」に基づき設置されています。

(条例の主な概要)

①審議会の担当事務、組織、任期

別表第1 (第2条—第4条・第10条関係)

附属機関	担当事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期	庶務
大牟田市文化芸術振興審議会	大牟田市文化芸術振興プランの策定及び文化芸術の振興に関する施策の推進に関し必要な事項について調査審議すること。	10人	(1) 学識経験を有する者 (2) 文化芸術に関する団体の代表者又はその団体の推薦を受けた者 (3) 文化施設の館長又は職員 (4) 地区公民館を利用する団体の代表者又はその団体の推薦を受けた者 (5) 公募による市民 (6) 市立学校の校長 (7) その他市長が適当と認める者	2年	市民協働部

②会長及び副会長について

(第5条関係)

- ・ 審議会に会長及び副会長各1人を置きます。
- ・ 会長及び副会長は、委員の互選により定めます。
- ・ 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表します。
- ・ 副会長は、会長を補佐するものとします。
- ・ 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

③会議

(第6条関係)

- ・ 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となります。
- ・ 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができません。
- ・ 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。